

令和 7 年度鴨川を中心としたまちづくり推進支援業務
受託候補者選定実施要領

制定 令和 7 年 6 月 2 5 日

(趣旨)

第 1 条 この実施要領は、令和 7 年度鴨川を中心としたまちづくり推進支援業務について、まち再生・創造推進に関する業務受託候補者選定要綱（以下「要綱」という。）により受託候補者の選定を行うために必要な事項を定めるものとする。

(委託費用の上限)

第 2 条 要綱第 3 条に規定する委託費用の上限は、15,000,000 円とする。ただし、当該委託費用の上限には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

(受託希望者の参加資格)

第 3 条 要綱第 4 条第 3 項に規定する受託希望者の条件は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されており、募集の開始の日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第 29 条第 1 項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていない者
- (2) 次に掲げる資格を有し、かつ、自己を証明する書類を提出する者
 - ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと
 - イ 引き続き 1 年以上、当該営業を営んでいること
 - ウ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと
 - エ 本市の市民税及び固定資産税の未納がないこと
 - オ 本市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと
 - カ 京都市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等又は同条第 5 号に規定する暴力団密接関係者でないこと

(受託希望者の募集)

第 4 条 要綱第 4 条第 8 項に規定する受託希望者の募集は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 要綱第 4 条第 4 項に定める提案書の提出は、令和 7 年 7 月 16 日（水）正午までに、次に掲げる事項を記載した提案書に、業務実績に係る契約書の写し及び仕様書等の業務内容がわかる資料その他これらに類する資料並びに受託見積金額に係る見積書その他必要な書類を添えて提出するものとする。

- ア 業務実績
- イ 実施体制
- ウ 業務提案
- エ 見積金額

- (2) 要綱第4条第5項に定める質問は、令和7年7月2日（水）午後5時までに行わなければならないものとする。
- (3) 要綱第4条第6項に定めるホームページでの公開は、令和7年7月8日（火）午後5時までに行うものとする。

（受託候補者選定委員会）

第5条 要綱第5条第7項の受託候補者選定委員会の構成員は、次に掲げる者とする。

- (1) 都市計画局まち再生・創造推進室長
- (2) 都市計画局まち再生・創造推進室再生・創造企画課長
- (3) 都市計画局まち再生・創造推進室都市の未来創造第二課長
- (4) 都市計画局都市景観部長
- (5) 都市計画局都市景観部景観政策課長
- (6) 都市計画局都市景観部景観政策課担当課長

（受託候補者の選定等）

第6条 要綱第5条第11項に規定する選定方法の詳細は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 受託候補者選定委員会は、受託希望者から提出された提案書の内容に基づいて、第4条第1号に掲げる事項を評価する。
- (2) 前号の規定による評価は、別表により受託候補者選定委員会の各委員が評価し、算出した評価点（第1号の規定による評価の得点の合計をいう。以下同じ。）の平均点をもって充てる。
- (3) 受託候補者選定委員会は、評価点が最大となる者を、受託候補者として選定する。ただし、評価点が最大となる者が2者以上となった場合には、受託候補者選定委員会において協議のうえ、1者を受託候補者として選定する。
- (4) 受託希望者が1者の場合にあっては、応募条件を緩和する余地がなく、更なる周知活動を行った場合においても他の者からの応募の可能性があるとは判断できない場合は、本業務を適切に履行する能力を有するか総合的に判断したうえで、当該受託希望者を受託候補者として選定する。
- (5) 受託候補者として選定しようとする者の評価点が60点に満たない場合は、受託候補者選定委員会において当該受託希望者に対しヒアリングを実施するものとし、その者が本業務を適切に履行する能力を有すると認められないときは、前2号の規定にかかわらず、受託候補者として選定しない。
- (6) 受託候補者選定委員会は、前号に規定する場合のほか、本業務の履行に支障があ

ると認められる場合においては、第3号及び第4号の規定にかかわらず、受託候補者として選定しないことができる。

- (7) 前2号の規定により受託候補者を選定しないこととなる場合には、次に評価点の高い者を受託候補者として選定するものとする。この場合においては、第3号ただし書及び第5号からこの号までの規定を準用する。

(選定結果の通知等)

第7条 受託候補者を選定した場合は、速やかに、その結果、参加した事業者及び評価点その他の受託候補者を選定した理由がわかる情報を、全ての受託希望者に対し書面で通知するとともに、公表するものとする。

(業務委託契約の締結)

第8条 受託候補者と協議のうえ、当該業務の委託契約を締結するものとし、受託候補者との協議が成立しない場合は、受託候補者の選定結果における順位に基づき、次点の者と順次協議を行い、協議が成立した者と契約を締結するものとする。ただし、本業務を適切に履行する能力を有すると認められない場合は、この限りではない。

(失格事項)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は失格とする。この場合においては、その者の名を公表し、本市が今後実施するプロポーザル及び京都市競争入札等取扱要綱に規定する競争入札への参加を停止することができるものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の内容が含まれると認められる場合
- (2) 受託候補者の選定の結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

附則

この実施要領は、決定の日から施行し、令和7年度鴨川を中心としたまちづくり推進支援業務に関して適用する。

(別 表)

採点者 ()

評価項目		評価事項	評価基準	配点	評価	評価点
業務実績	提案事業者の業務実績	同種・類似業務の実績を有しているか。	1件当たり2点(3件以上の場合は5点)	5		
	配置技術者の業務実績	同種・類似業務の実績を有しているか。	1件当たり2点(3件以上の場合は5点) ※2人以上配置の場合は合計件数	5		
実施体制	人員配置	業務遂行に十分な人員が確保された体制か。	A:4人以上 (6) B:3人 (3) C:2人以下 (0) ※管理技術者及び担当技術者の合計人数	6		
	安定的な体制の確保	委託期間内において、管理技術者及び担当技術者が他に従事している又は従事する予定の業務があるか。	A:0件(1人当たり) (6) B:1件～2件(1人当たり) (4) C:3件～4件(1人当たり) (2) D:5件以上(1人当たり) (0) ※平均件数(少数第1位四捨五入)	6		
	本店等の所在地	京都市域内に本店又は支店を有しているか。	本店又は支店の所在地が京都市内 (3) 本店及び支店の所在地が京都市外 (0)	3		
業務提案	①鴨川を中心としたまちづくりの推進に関する提案	・本業務の趣旨を十分に把握したうえで立案されているか。 ・前年度までの取組やエリア特性等を踏まえた実現性のある提案となっているか。	A:非常に優れている (5) B:優れている (4) C:普通 (2. 5) D:やや劣っている (1) E:劣っている (0)	5 5		
	②夜間景観づくりに関する取組	・鴨川周辺三条～四条エリアの整備方針の作成及び基本設計の実施にあたり、丁寧な検討が行える手法が提案されているか。 ・実現性のある提案となっているか。	A:非常に優れている (10) B:優れている (8) C:普通 (5) D:やや劣っている (3) E:劣っている (0)	10 10		
	③先斗町公園と鴨川における憩いの親水空間づくり	・憩いの親水空間づくりの将来像の作成に向けて、丁寧な検討が行える手法が提案されているか。 ・実現性のある提案となっているか。	A:非常に優れている (10) B:優れている (8) C:普通 (5) D:やや劣っている (3) E:劣っている (0)	10 10		
	④三条～四条エリア以外での取組に関する提案	・魅力向上に資する取組が提案されているか。 ・実現性を考慮したエリア選定、取組内容となっているか。	A:非常に優れている (5) B:優れている (4) C:普通 (2. 5) D:やや劣っている (1) E:劣っている (0)	5 5		
	資料作成能力	理解しやすい資料となっているか。	A:非常に優れている (10) B:優れている (8) C:普通 (5) D:やや劣っている (3) E:劣っている (0)	10		
	見積金額	金額の的確性 受託見積金額に応じて配点を行う。	A:14,100千円未満 (94%未満) (5) B:14,100千円以上14,400千円未満 (94%以上96%未満) (4) C:14,400千円以上14,700千円未満 (96%以上98%未満) (2. 5) D:14,700千円以上 (98%以上100%未満) (1) D:15,000千円(100%) (0)	5		
合 計				100		